

日本下水道事業団法の特例(水道法第39条の3)

- 能登半島地震において、水道は、浄水場等の基幹施設や管路が甚大な被害を受け、広範囲かつ長期の断水が発生。災害時の迅速な水道施設の復旧には、その技術力を有する者による支援が重要。
- **日本下水道事業団が、下水道事業を通じて培った技術を活用し、被災した水道施設の復旧工事を行うことができることとする。***日本下水道事業団は、地方公共団体の委託を受けて下水道施設の建設等を行う地方共同法人。

水道施設の修繕・復旧工事に関する協定を締結

水道事業者等*¹
(地方公共団体*²)



日本下水道事業団

*¹「水道事業者等」
水道事業者、水道用水供給事業者

*²「地方公共団体」
一部事務組合及び広域連合含む

- 電気・機械、土木等の高度な技術力を活用

災害発生(水道施設*が被災)

* 浄水場等の基幹施設

※能登半島地震の事例



浄水場沈澱池の躯体ひび割れ



浄水場取水口の損傷

水道事業者等の委託に基づき、事業団が発生直後の修繕、
更には本格的な復旧工事まで実施可能に

≪協定の締結≫

市町村又は都道府県の定める地域防災計画

【災対法第40条第1項、第42条第1項】

公共的団体又は民間の団体との連携に関する
基本的な方針(「連携方針」)

【災対法第40条第3項、第42条第3項】

連携方針に即して締結

【協定の内容】

- ・ 協定の目的となる水道施設の名称、範囲
- ・ 業務の内容
- ・ 費用負担
- ・ 協定の有効期間
- ・ 協定に違反した場合の措置
- ・ その他必要な事項

災害時の給水装置の操作(水道法第40条の2)

- 能登半島地震の水道本管の復旧工事において、宅地内の止水栓を閉止する必要が生じたが、避難等で居住者等が不在の場合に**同意の取得が困難**という課題。
- 今後の災害時等においては、迅速に水道本管の復旧作業にあたることができるよう、水道事業者の職員が、居住者等の同意を要件とせず、**宅地に入り、止水栓を閉めることが可能**。

配水管の漏水調査・復旧工事
止水栓を閉める必要
(通水した際の宅内等での漏水を防ぐため)

法改正

**居住者等が不在でも、職員が宅地に入り
止水栓を閉めることが可能に**

- 水道管理業務受託者又は水道施設運営権者にも適用可能
- 他の市町村等からの応援職員も止水栓の閉止を行うことができる

